

総合教育センターWeb会議システムF@c e ネット（つらネット）利用規程

鹿児島県総合教育センター

（趣旨）

第1条 この規程は、総合教育センターWeb会議システムF@c e ネット（つらネット）（以下「F@c e ネット」という）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

（利用対象）

第2条 F@c e ネットの利用対象は、県内の公立学校及び教育行政機関等とそれらの交流先を対象とする。

（利用内容）

第3条 F@c e ネットは、学校教育の充実に資する教育活動又は研究を目的とする活動を対象とし、利用内容は次に定めるとおりとする。

- (1) インターネット回線を利用してのWeb会議
- (2) アプリケーション共有による協働活動
- (3) 文字情報による会議（チャット）

（利用手続）

第4条 F@c e ネットを利用しようとする第2条に掲げる学校等の所属長（以下「利用責任者」という。）は、別記第1号様式による利用申請を総合教育センター所長（以下「管理者」という）に提出し、別記第2号様式による利用許可に基づいて利用するものとする。ただし、管理者が認めたものについてはこの限りではない。

2 前項に規定する別記第1号様式は、管理者が指定する利用申請フォームに代わることができる。

（利用期間）

第5条 利用期間は、交流予定日及び接続テスト日とする。ただし、Web会議の主催者及び参加者の利用経験の有無や利用するICT環境等を考慮し、管理者が必要と認めたものについては、同一のWeb会議の利用に向け、更に複数回の追加利用を認める場合がある。

2 管理者は、やむを得ない事情がある場合は、利用を一時的に休止することができる。

（利用に係る機器）

第6条 F@c e ネット利用に必要なインターネット回線、カメラ、マイク、スピーカー等は、利用者が準備する。

（申請内容の変更及び追加）

第7条 利用責任者は、第1号様式により申請した利用内容の変更・追加をしたい場合は、管理者に申請内容の変更を申請する。

2 管理者は、前項の内容が適当であると認める場合には、利用内容の変更・追加を許可す

るものとする。

(接続先リンクURL, ミーティングID及びパスコードの指定等)

第8条 接続先リンクURL, ミーティングID及びパスコードは, F@c e ネット利用許可により指定されたものを使用することとし, 利用責任者が管理するものとする。

2 利用責任者は, 接続先リンクURL, ミーティングID及びパスコードが, 第三者に使用され, 若しくは使用される恐れが生じた場合は, 直ちにその旨を管理者に連絡しなければならない。

(利用者の禁止行為)

第9条 利用者は, 次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反すること
- (2) 公序良俗に反すること
- (3) 誹謗中傷したり, プライバシーを侵害したりすること
- (4) 著作権を侵害すること
- (5) 営利行為をすること
- (6) 私的な利用をすること
- (7) 管理者の行う指示に反する利用をすること
- (8) 接続先リンクURL, ミーティングID及びパスコードをWeb会議の交流先・参加者以外の者に利用させる, 又は貸与, 譲渡及び内容変更等を行うこと。
- (9) その他ネットワークの運営に支障を来す恐れのあること

(利用の停止及び接続の取消)

第10条 管理者は, 利用者が第9条の行為を行った場合は, 利用責任者に対しF@c e ネットの利用を一時停止, 若しくは接続を取り消すことができる。

(利用者の責任)

第11条 利用者は, F@c e ネットの利用に際し, 交流先・参加者に損害を与えてはならない。万一, 損害を与えた場合, 利用者の責任において誠意をもって問題を解決する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか, F@c e ネットの管理運営に関し必要な事項は, 管理者がこれを定める。

(附則)

この規程は, 平成23年1月24日から施行する。

この規程は, 平成30年4月1日から施行する。

この規程は, 平成30年8月8日から施行する。

この規定は, 令和3年3月15日から施行する。